

地域日本語教育コーディネーター研修普及事業 よくあるご質問

2021年8月22日現在
一般社団法人 多文化社会専門職機構

1. 東京都に緊急事態宣言が発令されています（2021年7月14日現在）。研修が対面からオンラインに変更される可能性はありますか。また、オンラインに変更されるとしたら、それはいつ分かりますか。
→ 現在、事務局・関係者と調整中ですが、2021年8月22日の段階で東京都の緊急事態宣言が解除／延長されるかによって、オンライン変更の有無も決定する予定です。今後、当団体のウェブサイトでご案内いたします。
※ 夏期研修Ⅱ（9月1日（水）東京会場、9月3日（金）大阪会場、9月12日（日）東京会場）はオンラインに変更します（2021年7月30日決定）。それ以降の研修の実施方法はその時の緊急事態宣言等の状況を踏まえて判断します。
2. 「地域日本語教育コーディネーター研修」の応募資格要件にある「日本語教育に関する専門的な教育を受け」は、いわゆる「日本語教師」資格保持者を指すのですか。
→ ①大学で日本語教育の主専攻または副専攻として学び、修了する。②日本語教師養成講座420時間コースを受講し修了する。③日本語教育能力検定試験に合格する。のいずれかを想定しています。
3. 所属団体もしくは推薦団体が推薦する人の旅費などは、他の文化庁事業の経費として認められますか。
→ 事業によって取扱いが異なります。文化庁事業の経費取扱いに関するお問合せは、各文化庁事業担当事務局までお問合せ願います。なお、TaSSKでは基本的に本研修事業に関してのみ回答いたします。
4. コーディネーター研修の「受講申込書」の所属団体の欄に、推薦団体との協働実績とあります。受講者が所属している団体と推薦団体と同じ場合、協働実績についてどのように書けばいいですか。
→ 受講希望者の所属団体と推薦団体と同じ場合は、その団体でのコーディネーター（もしくはコーディネーター的な役割）としての活動実績をご記入ください。詳しい内容は「受講申込書」の2ページ目にご記入ください。

5. 私は「総括コーディネーター」という肩書きではありませんが、実質そのような職務を担っています。「講師育成研修」に応募することはできますか。
- 肩書きがかならずしも「総括コーディネーター」でなくとも、応募できます。応募時には、申込者（被推薦者）の活動を「受講申込書」の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業における役割」の欄においてご説明ください。ご説明の際、「5. 対象者」にある「都道府県または政令指定都市による域内複数個所における日本語教育事業の運営において中心的な業務を担っている」という項目を満たしているか判断できるよう、申込者（被推薦者）のどのような点が総括コーディネーターの要素を満たすと考えるかという観点で説明をお願いいたします。こちらが「総括コーディネーター」に相当するかという判断材料となります。
6. 私の団体では、コーディネーターが複数人います。一つの団体から複数人を推薦してもいいですか。
- 1 団体から複数人を推薦しても構いません。
7. 「地域日本語教育コーディネーター研修」において、活動地域は西日本でも、日程の都合により、東日本で受けたいと考えていますが、可能でしょうか。可能であった場合、選考には影響がありますか。
- はい、お申込みは可能です。応募者多数の場合、選考がありますが、応募者の居住地が影響することはありません。ただし、人数調整でご相談することがあります。
8. 地域日本語教育コーディネーター講師育成研修は、地域日本語教育コーディネーターの研修を受けていることが前提になりますか。
- 講師育成研修を受けるために、地域日本語教育コーディネーター研修を受けていることは前提となりません。
9. 2022 年度以降も同様の研修が行われる予定はありますか。
- 2022 年度以降の予定は未定です。また、本事業は単年度事業として文化庁より受託しているため、仮に来年度も本事業が実施される場合でも、受託者が異なる可能性があります。